

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター等、明知下ふるさとふれあい広場及び太陽の広場）		
開催日時	令和5(2023)年10月6日(金)午後1時30分から午後3時まで		
開催場所	市役所 3階 研修室1・2		
出席者	佐野真紀(会長)・新谷千晶(副会長)・久野文仁(委員)・近藤義広(委員)・石川道男(委員) (事務局) 深津福祉部長 長寿介護課；杉浦課長・押領司副主幹・松浦主任主査 協働推進課；瀧元課長・伊豆原副主幹・竹下主査 スポーツ課；林課長・木野副主幹・嘉見主任主査		
次回開催予定日	—		
問合せ先	みよし市指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター等） 福祉部長寿介護課 押領司、松浦 電話(0561)-32-8009 みよし市指定管理者選定審査会（明知下ふるさとふれあい広場）総務部協働推進課 伊豆原、竹下 電話(0561)-32-8025 みよし市指定管理者選定審査会（太陽の広場） 教育部スポーツ課 木野、嘉見 電話(0561)-32-8027		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第5号に該当するため
審議経過	別紙のとおり		

令和5(2023)年度第2回みよし市立福祉センター等・明知下ふる
さとふれあい広場・太陽の広場指定管理者選定審査会議事録

日 時 令和5(2023)年10月6日(金)

午後1時30分から

場 所 みよし市役所3階

研修室1及び2

1 あいさつ

杉浦長寿介護課長	<p>ただいまから、第2回みよし市指定管理者選定審査会を開催いたします。</p> <p>始めに、礼の交換をしたいと思います。皆様、ご起立をお願いします。 一礼の交換—</p> <p>始めに、各施設の指定管理者選定審査会設置要綱により、本日は、委員の半数以上の出席がありますので、会議は成立していますことを、ご報告させていただきます。</p> <p>また、本日の会議は、第1回審査会と同様に非公開といたしますので、御承知おきください。</p> <p>それでは、佐野会長から、「ごあいさつ」をいただきまして、その後、選定審査会設置要綱の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。佐野会長、よろしく申し上げます。</p>
佐野会長	<p>こんにちは。本日は多くの施設の審査を行っていただきます。個々の施設の資料を見ていただくと、大変な労力をかけて作成していただいたことがわかります。この資料に基づき審議をお願いしたいと思いますので委員の皆さん、ご協力をお願い致します。</p> <p>それでは議題の1番、指定管理者の選定方式について、事務局から説明をお願いします。</p>

2 議題

(1) 指定管理者の選定方式について

押領司長寿介護課 副主幹	<p>本日2回目の会議になります。本審査会の趣旨の再確認ですが、前回の会議で協議いただいたとおり、本審査会では、市長部局所管の「みよし市立福祉センター」、「みよし市高齢者生きがいセンター太陽の家」、「みよし市立老人憩いの家12施設」、「明知下ふるさとふれあい広場」の計15施設と、教育委員会所管の「太陽の広場」の1施設の計16施設の指定管理者の選定についてご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議題に移らせていただきます。指定管理者の選定方式について協議いただきたいと思います。今回の指定管理者の選定については、「みよし市公の施設に係わる指定管理者の指定手続き等に関する条例」第2条の規定により、指定管理者の募集を行い、4条に規定された内容について、御確認いただき、選定を進めていただきます。その選定方法につきましては、「みよし市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要領」に定められており、それについて記載した部分を資料として抜粋しております。それでは、資料に沿ってご説明します。資料1の1ページを</p>
-----------------	--

	<p>ご覧ください。指定管理者を選定いただくにあたり、「要領」の第7の2では、本審査会で選定方式を決定すると規定しています。その方式として、1つ目、(1)の設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を相手方とする「総合点数方式」、2つ目が、(2)の各委員が適当と思う団体について意見表明いただき、本審査会全体で議論した後、全委員による多数決等によって相手方を決定する「採決方式」、3つ目が、(3)の選定基準にかなう申請者のなかで、最も本市が負担する管理費用の額が低くなる団体を相手方とする「入札方式」の3方式です。ここで、(1)の「総合点数方式」と(3)の「入札方式」につきましては、競争という概念から、複数の公募がある場合のみ採用される方式であり、本審査会では、公募によらない団体について選定いただくものとなりますので、事務局では、全委員による多数決で決定する、2つ目の「採決方式」を採用することについて実施したいと考えております。議題(1)では、その方式で良いかご審議をお願いします。</p>
佐野会長	<p>選定方式について何かご質問はありませんか。 ー質疑応答ー それでは特に異論がなければ、挙手をお願いします。 ー挙手 全員賛成ー それでは、採決方式で決定します。</p>

2 議題

(2) 指定管理者の選定について

佐野会長	<p>次は指定管理者の選定につきまして、施設ごとに審議をしたいと思えます。始めに「みよし市立福祉センター」について、事務局、説明をお願いします。</p>
押領司長寿介護課 副主幹	<p>議題(2) 指定管理者の選定について、ご説明します。まず、選定基準について、ご説明します。資料1、1ページの2を御確認ください。項目とおり、選定基準は、「(みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する) 条例」第4条に規定されています。実際の選定の際に確認していただく項目については、資料7「各施設の指定管理者の選定調書(各委員用)」に記載してあるものになりますので、資料7も併せてご用意ください。みよし市立福祉センターの例で説明させていただきます。選定基準の頭に「□」がついているものが、その基準になり、その下の「○」がついているものが、ご審議いただくための資料になります。内容としましては、選定基準1点目として、「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。」とあります。その内容を「施設管理に係る基本方針」で確認していただき、審査をお願いします。以下同様に全4項目の選定基準について、「○」の資料で確認していただき、最終的にみなさんで決を採っていただきたいと思います。調書の内容については、前回の会議で確認していただきましたが、再確認いただくために説明させていただきます。資料2「申請者 調書」をご覧ください。この調書は、各団体等から提出された申請書の内容を取りまとめ、要約したもので、施設ごとに作成しています。項目は、該当施設名、設置目的、施設概要、法人・団体名、代表者名、法人・団体所在地、指定管理実績、団体の分類、申請書類です。ここで、申請書類の1「申請の資格を有していることを証</p>

する書類」の「現在事項全部証明書及び法人の定款」、「申立書及び納税証明書」を確認し、全て申請の資格を有しているものと確認しています。

それでは、選定について、具体的に進めていきたいと思えます。

みよし市立福祉センターからお願いします。該当施設名、みよし市立福祉センターです。設置目的は、市内在住の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の管理、増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませること。とあります。施設概要は、1 構造、2 設置年月日、3 敷地面積、4 延床面積、5 施設の内容を明記しています。法人・団体名は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会。代表者、法人・団体所在地がそれぞれ記載されています。指定管理実績として、みよし市福祉センター。団体の分類は、公共的団体であります。続いて、申請書類については、前回の審査会でご説明しました「(みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する) 条例」の第3条の規定に基づく書面であり、1 「申請の資格を有していることを証する書類」、2 「管理を行う公の施設の事業計画書」、3 「管理に係る収支計画書」、4 「当該団体の経営状況を説明する資料」、5 「その他市長が別に定める書類」とあります。各書類につきましては、別でお渡しした綴りひもで綴じた書類であり、施設ごとにまとめてあります。それでは福祉センターの申請書類を確認していただきたいと思えます。選定基準の1点目の、「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるもの」であるかどうかを、「申請者 調書」申請書類の2の(1) 施設管理に係る基本方針で確認していただきたいと思えます。

主なものとして、アの魅力ある施設のために「利用者のニーズにあった開館時間や供用時間を柔軟に設定することにより、常に利用する市民だけでなく、初めて利用する市民に対しても利便性の高い施設であるようにする」ことや「福祉のイベントなど企画・運営を行える職員を配置し、福祉施設としての利用価値の向上を図る。」こと記載されています。イの利用者の意見反映のために「施設の運営には、利用者の要望、意見等に柔軟に対応し、適切な管理を行う。」ことや「利用者からの意見は、当法人の会議に諮ることによって施設運営に反映させる。」こととしています。

ウのその他として「センター内に福祉関連イベント内容などを分かりやすく掲示し、利用者に興味を持ってもらい施設の利用拡大を図る」としています。今説明した事項の詳細につきましては、ファイル綴じ申請書1の18ページに掲載しています。

続きまして、選定基準の2点目の「公の施設の効用を最大限に発揮するものであること」であるかどうかを、「申請者 調書」申請書類の2の(2) 指定期間内の年度ごとの事業計画書で確認していただきたいと思えます。

施設管理業務としまして、ア 「施設維持業務」、イ 「受付許可業務」、ウ 「施設利用料金徴収業務」の実施、又、こちらには記載していませんが、自主事業として、「介護職員初任者研修の実施」、「福祉備品、福祉車両の貸出」、「ボランティアコーディネート、ボランティア講座の実施」、「障がい者ふれあい交流事業(ふれあいバード)の実施」、「MIYOSHI 福祉まつりの実施」を計画しています。詳細は、ファイル綴じ申請書1の19ページから24ページまでです。なお、事業計画につきましては、令和6年度から令和10年度までの指定管理期間は同様の内容となっておりますので、併せて御確認ください。選定基準の3点目の「公の施設の適切な維持及び管

	<p>理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること」であるかどうか、「申請者 調書」申請書類の3 管理に係る収支計画書で御確認をお願いします。各年度 12,883,000 円で収支を計画しており、5年間の総額で 64,415,000 円となっています。その中で、市が直営で、職員を専従で配置すると、人件費がかかりますが、指定管理で行う場合、福祉センターの管理は、職員を兼務という形で配置するため、人件費はかからず、光熱水費等の事業費のみということになり、経費の縮減が図られています。なお、各年度の管理運営費については、年度末に精算をしてもらうこととなっています。詳細はファイル綴じ申請書1の25ページから30ページになります。令和6年度から令和10年度までの収支についてもそれぞれ記載されています。選定基準の4点目の「公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること」であるかどうかは、「申請者 調書」申請書類の4の当該団体の経営状況を説明する資料「前事業年度収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」で確認いただくのですが、詳細資料がファイル綴じ申請書1の31ページから164ページまでございまして、社会福祉事業及び公益事業収支決算書というものになり、資料が膨大となりますので、ここでの詳細は省かせていただきます。事前に中身を事務局で確認させていただきましたが、社会福祉法人のそれぞれの事業ごとに収支が掲載されており、その状況から経営の規模や能力を有していると判断できるものと考えています。その他、「現事業年度収支予算書」の詳細資料はファイル綴じ申請書1の165ページから194ページ、「人員体制についての書類」の詳細資料はファイル綴じ申請書1の24ページにそれぞれ記載されております。</p> <p>以上が、選定基準となる資料の説明となります。審査をお願いします。</p>
<p>佐野会長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に対して、委員の方で何か不明な点がありましたらお願いします。</p> <p>－質疑応答－</p> <p>みよし市立福祉センターの指定管理を社会福祉法人みよし市社会福祉協議会に指定管理をお願いするという事で、よろしいですか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>みよし市立福祉センターの指定管理候補者は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会に決定します。</p> <p>次の高齢者生きがいセンター「太陽の家」の説明を事務局からお願いします。</p>
<p>押領司長寿介護課 副主幹</p>	<p>申請者調書は資料3の4ページから6ページになります。選定調書については、資料7の1ページ下段になります。説明方法としましては、福祉センター同様に行います。</p> <p>該当施設名、みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」、「福谷太陽の家」及び「東山太陽の家」です。設置目的は、高齢者に健康で生き生きと活動する場を提供するとともに、地域住民との交流及び健康保持のための保健指導を推進することとあります。施設概要はそれぞれ、1構造、2設置年月日、3敷地面積、4延床面積、5施設の内容を明記しています。法人・団体名は、公益社団法人みよし市シルバー人材センター、代表者名、法人・団体所在地がそれぞれ記載されています。指定管理実績として、みよし市高齢者生きがいセンター、団体の分類は、公共的団体であります。</p>

	<p>次に、申請書類につきましては、みよし市立福祉センターと同様であります。選定基準の1点目の「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。」かどうかについては、「施設管理に係る基本方針」で御確認ください。主なものとして、アの魅力ある施設のために「高齢者の安定した雇用の確保を推進し、高齢者に対する就業機会の確保等、高齢者の福祉増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与することを目的するために、法律で設置された全国組織を持った団体であり、高齢者の就業に関する事業を施設で実施することにより、高齢者が就業を通して仲間づくりや健康増進に努めることができ、魅力ある施設とすることができる」ことあります。イの利用者の意見反映のために「利用者である会員自らが企画・運営をしている組織なので、利用者の意見を十分反映することや「アンケートを随時とり、意見の反映に努める」こととあります。</p> <p>詳細につきましては、ファイル綴じ申請書2の23ページ、24ページに掲載しています。続きまして、選定基準の2点目の「公の施設の効用を最大限に発揮するものであること」について、福祉センターと同様に、「各年度の事業計画」で御確認ください。施設管理業務としまして、「施設維持業務」、「受付許可業務」の実施、こちらには記載がありませんが、自主事業として、「会員の手作りした木工製品や草花の販売」、「住民と高齢者が直接ふれあい交流を深めることのできる事業」を計画しています。令和6年度から令和10年度までの指定管理期間は同様の内容となっております。詳細につきましては、ファイル綴じ申請書2の25ページから29ページに掲載しています。選定基準の3点目は、「公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること」の確認をお願いします。</p> <p>なお、シルバー人材センターにつきましても、福祉センターと同様に人件費は職員が兼務という形を取っています。各年度の収支は3,708,000円であり、5年間の収支は18,540,000円になります。こちらも各年度末に精算を行うこととしております。詳細につきましては、ファイル綴じ申請書2の31ページから36ページになります。年度別収支計画書が該当します。こちらにつきましては、令和6年度から令和10年度までの収入収支を示したものになります。選定基準の4点目は、「公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること」についてです。こちらも詳細は省かせていただきますが、全体の決算額により、事務局では、経営の規模や能力を有していると判断できるものと考えています。詳細につきましては、ファイル綴じ申請書2の37ページから55ページに記載されています。以上が、選定基準となる資料の説明となります。審査をお願いします。</p>
佐野会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願いします。</p> <p>－質疑応答－</p> <p>高齢者生きがいセンター「太陽の家」の指定管理を公益社団法人みよし市シルバー人材センターに賛成の方は举手ください。</p> <p>－举手 全員賛成－</p> <p>みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」の指定管理候補者は、公益社団法人みよし市シルバー人材センターに決定します。</p> <p>次に、ウみよし市立老人憩いの家について事務局、説明をお願いします。</p>

<p>押領司長寿介護課 副主幹</p>	<p>申請者調書は資料4-1から資料4-12の7ページから29ページまでになります。選定調書については、資料7の2ページから7ページになります。選定基準につきましては、中部老人憩いの家を見ながらご説明させていただきます。資料4-1を御確認ください。選定基準の1点目の「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。」かどうかですが、こちらも「施設管理に係る基本方針」で御確認ください。主なものとして、アの魅力ある施設のために「地域の高齢者の教養向上の場、レクリエーションの場であり、心身の健康増進を図ることを目的とし、利用者本位の施設運営を実施する」とあります。イの利用者の意見反映のためには「利用者の意見をクラブ役員会で検討し、効率的な運営に反映させる」こととあります。こちらの詳細につきましては、ファイル綴じ申請書3の6ページに掲載しています。続きまして、選定基準の2点目の「公の施設の効用を最大限に発揮するものである」かどうかは、すでにご説明した2施設同様に、各年度の事業計画で御確認ください。</p> <p>「施設維持業務」として、大規模修繕を除く施設修繕、設備の点検、清掃、衛生的環境の確保、事故・事件の予防等の施設の維持及び管理並びに防火点検を計画しています。また、「受付・許可業務」として、受付・利用許可の審査、利用者への案内、秩序維持管理及び入場の制限等を行うとあります。詳細につきましては、ファイル綴じ申請書3の7ページから11ページに掲載しています。なお、令和6年度から令和10年度までの指定管理期間は同様の内容となっていますので、御確認ください。選定基準の3点目の、「公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること」についてですが、令和6年度の収支計画書を御確認ください。こちらにつきましては、先ほどの2施設とは違い人件費が管理手当と代理手当として、1,965,000円計上されており、それに加えて管理運営費として「光熱水費」、「消耗品費及び修繕費」、「役務費」、「使用料及び賃借料」が計上されています。人件費ですが、施設の管理人として、1人が常時配置される計画です。この管理人を会計年度任用職員で配置しようとする、指定管理で配置するよりも、概算で21万円/施設を超える試算となります。そういった意味でも指定管理で施設管理をした方が経費の削減が図られることとなります。また、令和7年度以降の人件費については、過去の賃金の伸び率で積算し、それぞれ計上しているので、資料のような事業費となっています。詳細につきましては、ファイル綴じ申請書3の13ページから18ページになります。年度別収支計画書を御確認ください。選定基準の4点目の、「公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあることについて」ですが、いきいきクラブの収入として会員からの年会費やみよし市いきいきクラブ連合会からの補助金、行政区からの助成金などを受けており、安定的に収入が見込めるため、指定管理を受ける能力を有していると考えています。詳細につきましては、ファイル綴じ申請書3の20ページから26ページに令和4年度の実績報告書と決算報告書と令和5年度の事業計画書と収支予算書がそれぞれ記載されています。</p> <p>以上が、中部老人憩いの家における選定基準となる資料の説明となります。12施設同様の内容となります。審査をお願いします。</p>
<p>佐野会長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願いします。</p>

	<p>－質疑応答－</p> <p>中部老人憩いの家の指定管理を、三好上いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、福田老人憩いの家の指定管理を、福田いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、筋生老人憩いの家の指定管理者を、筋生いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、打越老人憩いの家の指定管理者を、打越いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、黒笹老人憩いの家の指定管理者を、黒笹いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、西一色老人憩いの家の指定管理者を、西一色いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、明知下老人憩いの家の指定管理者を、明知下いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、新屋老人憩いの家の指定管理者を、新屋いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、東山老人憩いの家の指定管理者を、東山いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、三好下老人憩いの家の指定管理者を、三好下いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、福谷老人憩いの家の指定管理者を、福谷いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>次に、明知上老人憩いの家の指定管理者を、明知上いきいきクラブとすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>老人憩いの家 12 施設の指定管理候補者は、それぞれの地区いきいきクラブに決定します。</p> <p>次に、エ明知下ふるさとふれあい広場について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>瀧元協働推進課長</p>	<p>それでは、資料 7 の選定調書の選定基準につきましては、今までご審議いただいた施設と同様ですのでよろしく申し上げます。説明のほうは資料 5 の 31 ページをご覧ください。設置目的、施設概要は記載のとおりです。申請者は明知下区です。指定管理の実績は明知下ふるさとふれあい広場です。団体は公共的団体です。続いて申請書類ですが、1 申請の資格を有し</p>

	<p>ていることを証する書類として、団体規約、役員名簿、代表者の身分証明書を添付いただいています。詳細はインデックス 15 の書類をご覧ください。運営の規約は 2 ページから 5 ページ、役員名簿は 37 ページにございます。代表者の身分証明書は 6 ページにございます。続いて (1) 管理を行う公の施設の事業計画書の施設の管理に係る基本方針の魅力ある施設のために、施設の適正な維持管理、効率的な施設利用の促進のため、利用者ニーズを把握いたしまして、施設運営に反映させるとなっております。イの利用者の意見反映では施設利用後に利用者の意見を聴き、ニーズを取り入れるとなっております。過去の実績ですがこちらの広場はのべ 7,260 人が利用しています。主な利用がグラウンドゴルフですが、年 1 回のグラウンドゴルフ大会、スポーツ祭の練習など幅広く区の皆様の交流の場としてご利用いただいている実績はございますので、適切な施設管理をしていただいております。(2) 指定期間内の年度ごとの事業計画書では指定管理のインデックスの調書の 9 ページから 13 ページに計画書が添付してあります。各年度の内容につきましては大規模な修繕につきましては市が対応させていただくことになっていますが、軽微な施設の修繕、遊具の点検、樹木の管理</p> <p>、清掃、衛生的環境の確保、事故・事件の予防等維持管理を行っていただいております。イの受付・許可業務では受付・利用許可、利用者への案内、秩序維持管理及び入場の制限等を行っていただいております。(3) 人員体制では管理人 1 人を配置となりますが、明知下区の事務員さんが兼務をしていただいておりますので、人件費は発生しないため経費削減は図られております。続いて 3 管理に係る収支計画書ですがインデックス 15 の申請書 15 から 19 ページにかけて年度ごとの収支計画を掲載し、20 ページには 5 年分の合計を掲載しています。内容は毎年度、同様の計画ですが、委託料として 279,000 円、それに対する支出の内訳は光熱水費 30,000 円、樹木等管理費 190,000 円、保守点検費 30,000 円、清掃費 25,000 円、需用費 4,000 円でございます。続きまして 4 当該団体の経営状況を説明する資料、(1) 前事業年度の収支は申請書の 24 ページから 26 ページに令和 4 年度に係る明知下区の一般会計、特別会計の収支決算書を掲載していただいております。(2) の現事業年度収支予算書は申請書の 24 ページから 25 ページに令和 5 年度の明知下区の一般会計の予算書を掲載していただいております。以上施設の説明とさせていただきますが、明知下区の皆様に幅広く使用していただいている施設としてこれまで実績がございましたので、審議をよろしくお願いたします。</p>
佐野会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願いします。</p> <p>－質疑応答－</p> <p>明知下区に指定管理をお願いするということによろしいですか。挙手をお願いします。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>明知下ふるさとふれあい広場の指定管理候補者は、明知下区に決定します。</p> <p>最後に、太陽の広場について、説明をお願いします。</p>
林スポーツ課長	資料 33 ページ、資料 6 の申請者調書、申込書はインデックスの 16 にな

ります。申請者調書です。施設名は太陽の広場です。訂正がございます。設置目的の社会体育施設を振興及び普及させるため、とありますが、「施設」という言葉をとってください。法人・団体名は福田区、代表者名は酒井武司さんで福田区長でございます。法人の団体所在地はみよし市福田町一本松 59 の 1、団体の分類は公共的団体です。次に申請書類の 1 申請の資格を有していることを証する書類です。(1) 団体であることを証する書類のア団体の規約、イ役員名簿は参考資料としてください。福田区は市が認定した地縁団体ですので、団体であることを証する書類として、お手元にある認可地縁団体登録台帳のコピーを提出していただいております。

(2) 団体又はその代表者が下記の事由に該当しないことの証明としてインデックス 16 の資料 31 ページに福田区長の身分証明書を添付しております。(3) 募集要項 6 (2) ウからキまでに該当しないこととして、申立書が提出されていますが、募集要項 7 ではなく募集要項 6 の誤りですので訂正をお願いしたいと思います。インデックス 16 の資料 30 ページに申立書が提出されており、税の滞納の確認については本日お渡しした福田区の完納証明書で確認しております。続きまして、2 管理を行う公の施設の事業計画書でございます。(1) 施設の管理に係る基本方針はインデックス 16 の資料の 17 ページになります。施設の適正な維持管理、効率的な施設利用の促進、利用者ニーズを取り入れ、運営に反映させるとともに、世代間交流の拠点施設として快適かつ安全に利用できる場を作るという方針としています。(2) 指定期間内の年度ごとの事業計画書につきましてはインデックス 16 の資料の 18 ページになります。18 ページ令和 6 年度から、22 ページ令和 10 年度までの事業計画で内容は、除草整地業務、トイレ清掃、施設補修業務と施設利用受付、許可業務です。(3) 人員体制について記載した書類がインデックス 16 の資料の 23 ページにあります。管理人が 9 時から 21 時まで受付、施設管理業務を行います。他の業務と兼務していますので、人工としては 0.2 人ということでございます。3 管理に係る収支計画書はインデックス 16 の資料の 24 ページに令和 6 年度の収支計画書、29 ページに指定期間内の年度別収支計画書です。年度の収入は指定管理料 300,000 円、支出は人件費 176,000 円、光熱水費 80,000 円、消耗品費 10,000 円、その他小規模修繕が 34,000 円で合計 300,000 円です。5 年間の合計が 1,500,000 円です。4 当該団体の経営状況を説明する資料、(1) 前事業年度の収支計算書又はこれらに相当する書類はインデックス 16 の資料の 36 から 39 ページが収支決算書になります。36 ページの一般会計収支決算書では区全体の事業実施に対して 4,433,758 円の余剰金になり黒字です。37 ページの令和 4 年度収益事業会計収支決算書においては土地の賃借料を主な収入源としています。支出では主に祭礼等に係る費用とし、繰越金 6,000,000 円を確保、事業余剰金一般会計では 4,421,465 円を一般会計に繰入れしており良好であると考えます。(2) 現事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類は資料 40 ページと 41 ページです、前年度と同じ規模、事業内容ですので問題ないと考えます。5 その他市長が別に定める書類につきましては、団体の活動内容等を記載した書類で、アの事業報告は 33 ページから 34 ページ、イ事業計画は 35 ページになります。これらの書類等で申請者の資格は有しており、必要な申請書類も提出されております。説明は以上です

佐野会長	<p>ただいまの事務局の説明に対して、何か不明な点がありましたらお願いします。</p> <p>－質疑応答－</p> <p>太陽の広場を福田区に指定管理をお願いするということによろしいでしょうか。挙手をお願いします。</p> <p>－挙手 全員賛成－</p> <p>太陽の広場の指定管理候補者は、福田区に決定します。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>以上で指定管理者の選定は終わりたいと思います。</p>
------	---

3 その他

佐野会長	その他の議題がありますので、事務局お願いします。
押領司長寿介護課 副主幹	<p>最後にその他でございます。今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。来週 10 月 10 日火曜日にこの審議会の結果につきまして市長に会長から答申をお願いすることとなります。その後、12 月の市議会に指定管理者の指定について提出いたします。年を明けて 1 月に各団体に指定通知、基本協定の締結。3 月になりまして、年度協定の締結。こちらは 3 月の市議会の議決後となります。4 月から指定管理業務の開始となります。以上です。</p>
佐野会長	以上をもちまして、すべての議事を終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。
杉浦長寿介護課長	<p>慎重なる審議ありがとうございました。以上をもちまして第 2 回の審査会を終了といたします。ご起立をお願いします。</p> <p>－礼の交換－</p>